~「資格情報のお知らせ」のご案内~

マイナンバーカードの健康保険証利用に伴い、現行の健康保険証(組合員証)が令和6年12月2日以降発行されなくなります。皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただけるよう、共済組合の資格情報と個人番号(マイナンバー)の下4桁を記載した「資格情報のお知らせ」を交付します。

交付の目的

「資格情報のお知らせ」は、現行の健康保険証(組合員証)からマイナ保険証*への移行により資格情報の確認が困難になることから、ご自身で共済組合の資格情報を簡易に確認できるよう、組合員・被扶養者の皆さまに交付するものです。

今回送付する「資格情報のお知らせ」は、共済組合に登録されている個人番号(マイナンバー)の下4桁を含めた資格情報をお知らせする一回限りの通知で、情報の正確性を担保し全ての方に安心してマイナ保険証をご利用いただけるようにすることを目的としています。

なお、この「資格情報のお知らせ」は、医療機関等でマイナ保険証が使えない場合などに必要となりますので、大切に保管してください。

※健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカードのこと。

「資格情報のお知らせ」 の見かた

1

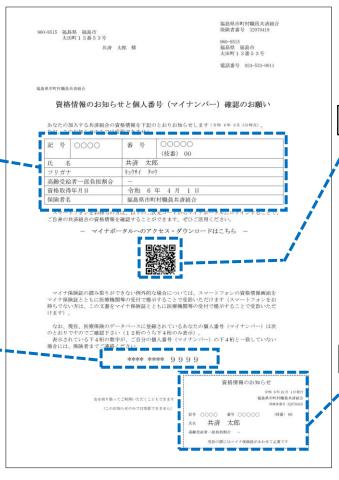
あなたの共済組合の 資格情報です

内容を確認し、誤りがあれ ば共済組合へご連絡くだ さい。

3

あなたの個人番号(マイナンバー)の下4桁です

ご自身の個人番号(マイナンバー)と異なる場合は、 共済組合へご連絡ください。



2

スマートフォンでも

資格情報を確認できます

二次元コードからマイナ ポータルにログインする と、共済組合の資格情 報をスマートフォンの画 面でも確認できます。

4

点線で切り取り、カード型の「資格情報のお知らせ」として利用できます

マイナンバーカードの健康保険証利用に伴い、令和6年12月2日以降は現行の健康保険証(組合員証)が発行されなくなります。医療機関等ではマイナ保険証での受診が基本となりますので、マイナ保険証の準備をお願いします。

なお、「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証で資格確認ができないときにも使用します。医療機関等がマイナ保険証に対応していないなど、マイナ保険証で資格確認ができない場合は、「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証をあわせて提示することで受診できます。

令和6年12月2日以降の医療機関等での受診方法

① マイナ保険証

健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)で受診

② マイナ保険証+マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)

医療機関等がマイナ保険証に対応していないなど、マイナ保険証で資格確認ができない場合には、 マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)をマイナ保険証とあわせて提示いただくことで受診 することができます。

③ マイナ保険証+資格情報のお知らせ

医療機関等がマイナ保険証に対応していないなど、マイナ保険証で資格確認ができない場合には、「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証とあわせて提示いただくことで受診することができます。

A4型の 資格情報の お知らせ

または

カード型の 資格情報の お知らせ

と、マイナ保険証をあわせて提示して受診

④ 健康保険証(組合員証)

令和6年12月2日以降、健康保険証(組合員証)の新規発行が廃止となりますが、廃止時点でお持ちの健康保険証(組合員証)については、最長1年間は従来通り利用できる経過措置が設けられています。なお、経過措置期間中に氏名変更や紛失、破損等があった場合の健康保険証(組合員証)の再発行はありません。

《マイナ保険証をお持ちでない場合》

マイナ保険証利用登録をしていないなど、マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」が共済組合より交付される予定です。

福島県市町村職員共済組合

保険課資格調定係

〒960-8515 福島市太田町13番53号 福島グリーンパレス4階 ℡(024)533-0011